

特別養護老人ホーム もみの木 利用料金表

R5.4.1改定版

要介護度	介護サービス費 (1単位:10.27円)									施設利用費 (単位:円)					
	1日あたり					1月あたり				1日あたり				30日あたり合計	
	施設サービス費 (単位)	日常生活支援加算Ⅱ (単位)	夜勤職員配置加算 (単位)	看護体制加算Ⅱ (単位)	機能訓練加算Ⅰ (単位)	ADL維持等加算Ⅰ (単位)	機能訓練加算Ⅱ (単位)	口腔衛生管理加算Ⅰ (単位)	科学的介護推進体制加算Ⅰ (単位)	負担段階	食費	居住費	預り金出納管理費	介護保険負担割合	
														1割	2割
1	652	46	18	8	12	30/月	20/月	90/月	50/月	第1段階	300	820	150	63,852	89,604
										第2段階	390	820	150	66,552	92,304
										第3段階①	650	1,310	150	89,052	114,804
										第3段階②	1,360	1,310	150	110,352	136,104
										第4段階	1,445	2,006	150	133,782	159,534
2	720	46	18	8	12	30/月	20/月	90/月	50/月	第1段階	300	820	150	66,212	94,324
										第2段階	390	820	150	68,912	97,024
										第3段階①	650	1,310	150	91,412	119,524
										第3段階②	1,360	1,310	150	112,712	140,824
										第4段階	1,445	2,006	150	136,142	164,254
3	793	46	18	8	12	30/月	20/月	90/月	50/月	第1段階	300	820	150	68,746	99,392
										第2段階	390	820	150	71,446	102,092
										第3段階①	650	1,310	150	93,946	124,592
										第3段階②	1,360	1,310	150	115,246	145,892
										第4段階	1,445	2,006	150	138,676	169,322
4	862	46	18	8	12	30/月	20/月	90/月	50/月	第1段階	300	820	150	71,138	104,175
										第2段階	390	820	150	73,838	106,875
										第3段階①	650	1,310	150	96,338	129,375
										第3段階②	1,360	1,310	150	117,638	150,675
										第4段階	1,445	2,006	150	141,068	174,105
5	929	46	18	8	12	30/月	20/月	90/月	50/月	第1段階	300	820	150	73,463	108,826
										第2段階	390	820	150	76,163	111,526
										第3段階①	650	1,310	150	98,663	134,026
										第3段階②	1,360	1,310	150	119,963	155,326
										第4段階	1,445	2,006	150	143,393	178,756

- ※ 令和5年4月1日現在の料金表です。
- ※ 介護サービス費の総単位数に8.3%が介護職員処遇改善加算として加算されております。
- ※ 介護サービス費の総単位数に2.7%が介護職員等特定処遇改善加算として加算されております。
- ※ 介護サービス費の総単位数に1.6%が介護職員等ベースアップ等支援加算として加算されております。
- ※ 安全対策体制加算として入居時に1回、20単位が加算されます。
- ※ 入居から30日間、および30日以上入院した場合退院後30日間、初期加算として30単位/日の1割または2割が加算されます。
- ※ ご利用者の病状等により、療養食加算として6単位/回の1割または2割が加算されます。
- ※ 入居期間中に入院又は外泊された場合は、1ヶ月に6日を限度として246単位/日の1割または2割で算定します。
- ※ 指定介護老人福祉サービスの中で提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は利用者の負担となります。
- ※ 利用料に医療費、薬代は含まれません。
- ※ 介護保険の給付の対象とならないサービスについての詳細は、お気軽にお問い合わせください。
(例として)
 - ・理容サービス
 - ・特別な食事等(各種行事等による特別食)
 - ・日常生活費
 - ・電化製品持込料 1個につき1日50円
 - ・契約終了時の残留物処分等